

## 平塚市立土沢中学校いじめ防止基本方針

平塚市立土沢中学校

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### （本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とします。「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

#### （本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

#### （いじめの禁止）

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

#### （学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

### 2 いじめの防止等に関する内容

#### （1）いじめの未然防止のための取組

・いじめはどの子にも起こりえるものであるという認識を持ち、全ての生徒が安心して学

習やその他の活動に取り組めるようにいじめの未然防止に向け取り組みます。

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・学級や部活動等の中で、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりを推進します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民やその他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・すべての生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- ・すべての生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。
- ・教師と生徒の信頼感を大切に人間関係づくりに努めます。
- ・基本的な生活習慣を身につけ規範意識や思いやりをもった生徒の育成に向けて、学級指導の充実に努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけあいであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「学校生活アンケート」を年3回（5月、11月、3月）、各学年での学校生活の振り返りや面談での家庭との情報共有（7月）を行い、アンケートはファイルにまとめ、全職員で情報を共有できるようにします。また、結果の概要を学校だより等で保護者に知らせます。
- ・学校生活アンケートをもとにした教育相談日を設定し、積極的に生徒個々の学校生活について把握します。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめの防止等の対策のための組織」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

## (3) いじめへの早期対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。なお、いじめられた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。

- ・いじめの可能性がある場合には全ての教員による共通理解と組織的な取り組みをし、いじめの解消に向けた適切な対応を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。
- ・いじめを受けた生徒（いじめを受けている疑いがある生徒）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・出席停止となった生徒に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

#### （４）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。また、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

#### （５）アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該生徒が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後５年間保存します。

### ３ 「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止会議）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止会議）」を設置し、学期に２回程度（５月・９月・１１月・２月）開催します。

#### （１）「いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止会議）」の構成

管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、  
（必要に応じてスクールカウンセラー）

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、  
校長が任命します。

## (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、生徒指導担当者、学年主任
  - ※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。
  - ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- ・特段の支障がなければ公表

## 5 保護者や地域住民への周知と理解

学校ホームページに「土沢中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域の方にいじめの定義を周知し、いじめ防止への理解を促進する取組を進めます。

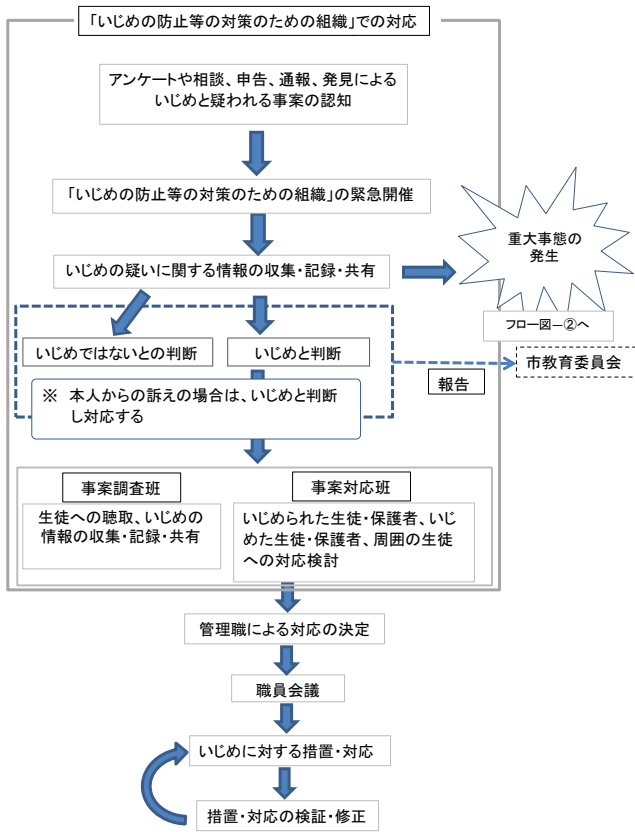
いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケート等を実施し、いじめの早期発見に関する取組や再発を防止するための取組を評価します。さらに、いじめに繋がると判断される生徒指導上の事案の発生に対し、状況に応じ、学校としての対応方針等を学校通信等で迅速に保護者に周知します。

## 6 その他

かつて本県で発生した、東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題を踏まえ、被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。また、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取り組みます。

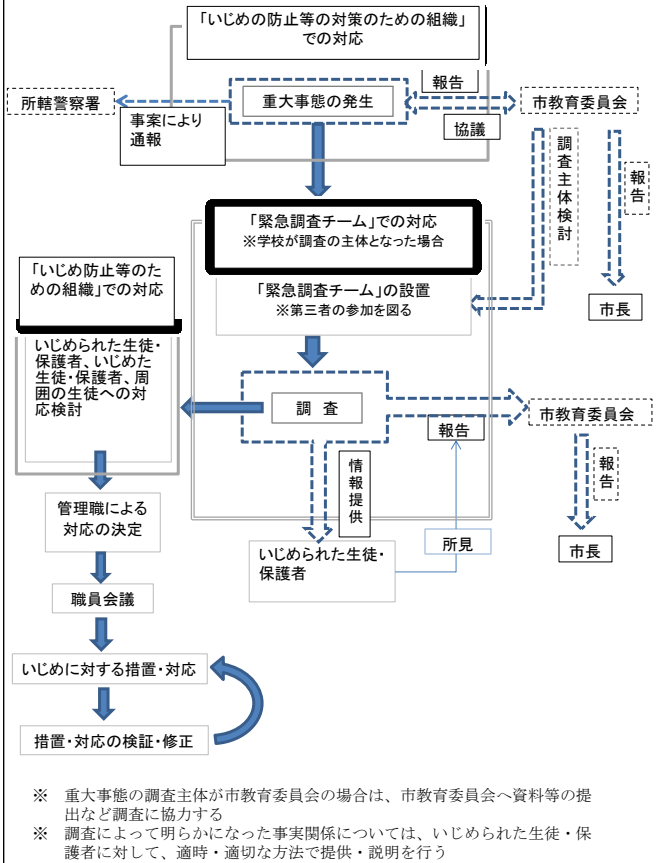
# 7 いじめ事案への対応フロー図

○ いじめ事案への対応フロー図-①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- 2019年4月 1日 一部改訂
- 2021年4月 1日 一部改訂
- 2022年4月28日 一部改訂